

入札公告(森林環境保全整備事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約の締結は、令和8年度予算が成立し、当該事業に係る予算示達がなされることを条件とします。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式【標準型】の事業であり、造林・素材生産事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。

なお、予定価格を積算するにあたっては、令和8年3月以降適用の公共工事設計労務単価を採用しています。

令和8年3月24日

分任支出負担行為担当官

網走中部森林管理署長 澤田 浩也

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

(1) 事業名 8年度網走中部署【北見地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第4号

(2) 事業場所 網走中部森林管理署 2237林班れ小班ほか

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐 131.74ha

誘導伐 1.27ha

素材生産 8,400m³

検知 8,400m³

地拵（大型機械） 1.27ha

植付（コンテナ苗） 1.27ha（1,900本）

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の素材生産の場合は「物品の製造(その他)」、造林の場合は「役務の提供(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和7年1月31日)に基づき、素材生産ではAに、造林ではDの両方に格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、素材生産ではB若しくはCに、造林ではA・B若しくはCに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業

として当該入札に参加しないととも、構成員の全てが全省庁統一資格を有することであること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(2)の認定については、当該代表者が素材生産ではBに、造林ではBもしくはCに格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている場合には適用される。

また、共同事業体の結成については、全省庁統一資格「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」のどちらかの資格を有している者同士が共同事業体を結成することを「可」とするが、資格を有している事業の作業のみしかできないものとする。ただし、共同事業体の等級は、当該事業が素材生産・造林とそれぞれ等級区分が違うことから、共同事業体を結成した構成員のいずれかの等級が当該入札の参加資格として示された等級と合致しなければならない。上記(2)の認定については、構成員の全てが受けている場合には適用される（入札説明書を参照）

- (4) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (6) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完了した当該事業と同種の事業である「造林」及び「素材生産」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有すること。
- (7) 当該事業と同種の事業について、公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の 2 年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が「素材生産」及び「造林」各々で 65 点以上であること。
- (8) 当該事業に配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており技術者の資格のいずれか（次に掲げる（ア）から（カ）まで）を有していること。
 - （ア）技術士（林業、森林土木、林産等）
 - （イ）林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価等）
 - （ウ）フォレストマネージャー
 - （エ）フォレストリーダー
 - （オ）フォレストワーカー（林業作業士）
 - （カ）青年林業士

なお、上記の資格を有しない場合、平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに造林又は素材生産である森林整備事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として完成、引き渡しを完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（（ア）現場代理人として経験した事業（イ）現場代理人以外で経験した事業）に基づくこと。）に 3 年以上【従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。

- (9) 当該事業に労働安全衛生法に基づき必要とされる資格等（車両系建設機械運転技能講習修了者、地山掘削作業主任者技能講習修了者、伐木等の業務に係る特別教育修了者、林業架線作業主任者、はい作業主任者技能講習修了等、伐木等機械の運転の安全衛生特別教育修了者、走行集材機械の運転の安全衛生特別教育修了者、簡易架線集材装置等の運転の安全衛生特別教育修了者）を有している者を配置できるこ

と。

- (10) 薬剤を使用する事業にあつては、平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完了した当該事業と同種の事業である「病虫獣害防除」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有するほかに、農薬管理指導士等の資格を有している者を配置できること。
- (11) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (13) 当該入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (a) 親会社と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(b)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は森林組合法等に基づき設立された法人等であつて上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。また、構成員の一部が重複する別々の共同事業体（支店等を含む）において同一物件に同時に入札参加する場合。

- (14) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 「技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）を参考にして 1 の（3）の事業内容（以下、「標準案」という。）に対する技術提案を行うことができる者であること。

なお、「技術提案書作成要領」は、北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞契約約款・仕様書・申請書等＞「造林・製品生産共通」に掲載している。

- (16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載している。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>)

- (17) 数量調査（検知業務）を含む事業にあっては、素材の検知業務に関する2年以上の経験を有し、素材生産検知業務の実績がある者を雇用していること。ただし、現場代理人と検知業務の実績がある者は兼務することができるものとする。

3 競争参加資格の確認等と技術提案書の提出

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び作成要領を参考に作成した技術提案書を併せて提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 技術提案書は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示し、一部が外れて紛失することがないように綴じて提出すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。また、提出部数は1部とし、以下の各号に留意すること。

ア 詳細は作成要領による。

イ 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 技術提案書が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。

エ 技術提案書は、返却しない。

オ 提出した技術提案書について、誤記等の訂正のための差替えは、3（3）アに掲げる期限内において、申し出ることができる。

カ 技術提案書に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

キ 技術提案書作成に関する手続きについての問い合わせには応じるが、事業内容等の問い合わせには一切応じない。

ク 技術提案が適正と認められない場合は、技術提案を採用しないことがある。

この場合、申請書を標準案に基づく事業計画（以下、「標準提案」という。）とみなし、標準提案を採用することとし、7の（4）に掲げる「加算点」はゼロ点とする。

- (3) 申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間： 令和8年3月25日から令和8年4月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。（以下「休日」という。））の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
なお、郵送の場合は期限内必着とする。

また、申請書、資料及び技術提案書については、提出期間の中で極力早めに提出すること。

イ 提出場所： 〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸398-99
網走中部森林管理署 総務グループ 経理担当
電話 050-3160-5770

メールアドレス h_abashirichubu@maff.go.jp

ウ 提出方法： (a) システムを用いて提出する場合

詳細は入札説明書による。

(b) 紙入札の場合

入札説明書に示す様式により、代表者又はそれに代わる者がイの場所に持参又は郵送により提出する。

なお、申請書をシステムにより提出した事業者については、やむを得ない事情が生じた場合には紙による入札に切り替えることが可能だが、紙による申請書を提出した事業者については、システムによる入札に切り替えることが出来ない。

(c) 電子メールの場合

入札説明書に示す様式により、(3)イに規定するメールアドレスまで提出し、提出した旨を電話により通知すること。

- (4) (3)アに規定する期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。
- (5) 提出書類は、当該署の当該年度公告物件への入札参加時に提出したものについて、一部省略することができる。添付書類の提出状況は、「提出書類一覧」に記載のうえ、提出すること。
- (6) 資料作成説明会
資料作成説明会については実施しない。
- (7) 現地説明会
現地説明会については実施しない。
- (8) 資料及び技術提案書のヒアリング
資料及び技術提案書のヒアリングについては実施しない。

4 競争参加資格等がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 令和8年4月20日午後5時15分

イ 提出場所： 3の(3)のイに同じ。

ウ 提出方法： 原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和8年4月22日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) 技術提案が採用されなかった者には、入札を執行する前日までに、その理由を付して通知する。

5 入札手続等

- (1) 担当部局

〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸398-99

網走中部森林管理署 総務グループ経理担当

電話 050-3160-5770

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間： 令和8年3月24日から令和8年4月22日まで。
北海道森林管理局ホームページで設定する入札公告期間に準ずる。

イ 場 所： 北海道森林管理局ホームページ

ウ 方 法： インターネットを利用する方法により交付する。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、システムによる提出、又は紙による入札書を持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵便入札による場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書と事業費内訳書を入れ封緘した封筒（封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載）と、別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達記録が残るもので提出すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

ア システムによる場合

(a) 入札開始日時 令和8年4月20日 午前9時00分

(b) 入札締切日時 令和8年4月23日 午後3時30分

(c) 開札は、締切後直ちに開札する。

イ 紙入札による場合

(a) 入札は、令和8年4月23日午後3時30分に網走中部森林管理署会議室にて行う。なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和8年4月22日までに必着とする。

(b) 開札は、締切後直ちに開札する。

(c) 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

ウ 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書をシステムによる提出、又は紙入札方式の場合は、入札書とともに提出すること。なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。

再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。

エ 談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ、事業費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

オ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受領期間： 令和8年3月25日から令和8年4月16日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 提出場所： 3の(3)のイに同じ。

ウ 提出方法： 書面は、原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和8年4月17日までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

※前金払を適用させる場合。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

契約保証金 納付（保管金の取扱店 網走中部森林管理署歳入外現金出納官吏）。

(a) 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

(b) 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁 網走中部森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法等

ア 評価の項目

(a) 実施体制に関する事項

(b) 事業計画の妥当性・適切性に関する事項（標準型の場合のみ）

(c) 企業の事業実績に関する事項

(d) 配置予定技術者等の能力に関する事項

(e) 地域への貢献に関する事項

(f) 企業の信頼性に関する事項

イ 総合評価の方法等

(a) 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を標準型の場合は100点、簡易型の場合は66点とする。

(b) 「標準点」の算出方法は、競争参加資格確認申請書について審査し、競争参加資格が得られた者には、100点を与える。

「加算点」の算出方法は、上記アの各評価項目について、標準型の場合(b)～(f)で最大100点、簡易型の場合(c)～(f)で最大66点を評価に応じ得点を与える。

(c) 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+加算点}÷入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

(d) 欠格がある場合は、入札参加を認めないものとする。

ウ 落札者の決定方法

(a) 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

(ア) 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

(イ) 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

(b) 上記 (a) において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(c) ただし、予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

エ 評価内容の担保

標準型の場合について、実際の事業に関しては、落札者は事業計画に記載された内容により実施すること。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、事業成績評定の点数を減ずることができることとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(3)のイに同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得によるほか、詳細は入札説明書による。

(9) 北海道森林管理局競争契約入札心得、国有林野事業造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、国有林野事業製品生産事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載している。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

「電子調達システム」については、北海道森林管理局ホームページを参照すること。

(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html)

(お知らせ)

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施している。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページを参照すること。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいる。